

○内閣府告示第四十七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条第一項第四号の規定に基づき、内閣総理大臣が定める特例地域型保育給付費の支給に係る離島その他の地域の基準を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣が定める特例地域型保育給付費の支給に係る離島その他の地域の基準

子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号に規定する内閣総理大臣が定める基準は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であつて、同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育及び同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育の確保が著しく困難な地域とする。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。